

27 西審個議第 15 号
平成 27 年 8 月 18 日

西東京市長 丸 山 浩 一 様

西東京市個人情報保護審議会
会 長 横 澤 利 昌

個人情報の収集及び目的外利用について

平成 27 年 8 月 6 日付 27 西市保第 986 号の諮問に対し、別紙のとおり答申します。

別紙

個人情報収集及び目的外利用についての答
申

平成 27 年 8 月 18 日

西東京市個人情報保護審議会

第1 諮問の概要

次に掲げる事務（以下「本件事務」という。）における個人情報の取扱いについて、審議会のご理解を得たい旨の諮問が市長からあった。

(1) 国保データベースシステム（以下「KDBシステム」という。）の導入に伴い、次に掲げる担当部署が東京都国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）から、必要とする個人情報の提供を受ける。

ア 市民部保険年金課

イ 健康福祉部健康課

ウ 健康福祉部高齢者支援課

(2) 担当部署では、提供された個人情報により保健指導や介護予防サービス等が必要となる被保険者を抽出し、各種保健事業、保健指導及び介護予防事業を実施する。

第2 個人情報の種類

担当部署が国保連合会より提供を受ける個人情報の種類は、次のとおりである。

	区 分	内 容
1	医療 (国民健康保険、後期高齢者医療保険)	①被保険者に関する情報 ・資格情報（被保険者証記号、被保険者証番号、氏名、生年月日、性別、郵便番号、住所、電話番号） ・加入期間（資格取得日、資格喪失日、有効期間） ②診療報酬明細書に関する情報 ・診療年月、傷病名、診療内容（診療行為、医薬品、特定器材）、診療実日数、入院年月日、請求点数、決定点数、食事療養又は生活療養の回数及び決定基準額（入院の場合）、医療機関情報
2	特定健診・特定保健指導	①被保険者に関する情報 ・資格情報（被保険者証記号、被保険者証番号、氏名、生年月日、性別、郵便番号、住所） ・加入期間（資格取得日、資格喪失日、有効期間） ②特定健診、特定保健指導に関する情報 ・特定健診の結果に関する情報（特定健診の実施項目、検査の結果及び通知） ・特定保健指導の結果に関する情報（実施方法、保健指導レベル、支援形態、回数、評価） ・健診機関、保健指導機関に関する情報

3	介護保険	①被保険者に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> ・資格情報（被保険者番号、氏名、生年月日、性別） ・加入期間（資格取得日、資格喪失日） ・認定情報（認定申請年月日、有効期限） ②介護給付費明細書に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供年月、要介護（要支援）状態区分、利用サービス内容（居宅、介護予防、施設）、給付計画単位数、サービス開始（中止）年月日、介護サービス事業所情報、居宅介護支援事業所情報
---	------	---

第3 審議会の結論

審議会は、諮問のあった本件事務に伴う個人情報の収集及び目的外利用並びに本人通知の例外的な取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 個人情報を本人以外から収集すること及び目的外利用することについて
本件事務のために被保険者に係る個人情報を、本人以外のものから収集すること（西東京市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第8条第2項第5号に該当すること。）及び市の実施機関内部（第1に掲げる担当部署）で目的外利用すること（条例第10条第2項第4号に該当すること。）を、いずれも認める。
- (2) 収集及び目的外利用したことを本人へ通知しないことについて
本人以外のものからの個人情報の収集及び市の実施機関内部での目的外利用に係る本人への通知を行わないこと（条例第8条第3項及び第10条第3項の各例外に該当すること。）を認める。

第4 審議会の判断理由

審議会は、KDBシステムの導入に伴う国保連合会から担当部署への個人情報の提供及び当該個人情報の取扱いに関して、説明を求め、審議し、次のとおり判断した。

1 個人情報の本人からの直接収集の例外及び市の実施機関内部での目的外利用について

(1) 公益上の必要性

KDBシステムは、保険者における保健事業及び介護予防事業の効果的な実施を支援することを目的として、平成25年10月に公益社団法人国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）により開発され、都内市区町村のおよそ80%が導入をしているところである。

市がKDBシステムから提供される「統計情報」や「個人の健康に関

するデータ」を利用することで、地域の健康状況の把握や重点課題の明確化が可能となり、健康事業等の効果的かつ効率的な実施が期待される。さらに、市民の健康の維持・増進及び医療費の適正化が図られることによって、国民健康保険及び介護保険の安定的な運営に資するものと考えられる。

以上のことから、市がKDBシステムを導入し、個人情報をも本人以外のものから収集し、実施機関内部で目的外利用をすることについて、公益上の必要性があると判断した。

(2) 個人情報の管理体制等

KDBシステムの利用に係る個人情報の管理について、担当部署から以下のとおり説明を受けた。

ア KDBシステムは、インターネットから分離された専用回線により接続され、個人が特定できる情報については、二重の暗号化が施された状態で国保中央会・国保連合会間でのデータ連携がなされる。また、暗号を復号化するための暗号鍵は、国保連合会において厳重に保管されており、国保中央会は暗号鍵を保有しない。

イ 国保連合会において暗号化が解除された個人情報を専用回線を用いて市が閲覧・利用する。

ウ 市において、担当部署が帳票データを閲覧する際には、ID・パスワードによる利用者認証、利用者単位での閲覧制限を行う。また、不正アクセス対策として、閲覧履歴及びアクセスログの定期的な監視を行う。

エ 紙媒体の個人情報は、施錠した保管庫への収納により漏えいが生じないよう適正に管理し、不要となった紙媒体については、所属長の決裁を経た上で適切に廃棄する。

以上の説明から、審議会は、提供を受けた個人情報について適切なセキュリティ対策が講じられ、個人情報の管理体制は十分に措置されることになると判断した。

2 収集及び目的外利用したことを本人へ通知しないことについて

審議会は、収集及び目的外利用したことの本人への通知については、件数が多数に上ることが見込まれること、また、収集したデータに基づき本人と対面して保健指導を行うことにより本人が収集した事実を把握することができることから、当該通知を行わないことについて妥当であると判断した。

第5 審議経過

審議会の開催日	内容
平成27年8月6日	諮問及び審議
平成27年8月18日	答申

以上